での各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{14} ＝ 1.000
I_{15} ＝ 1.098
I_{16} ＝ 1.066
I_{17} ＝ 0.902
I_{18} ＝ 0.885
I_{19} ＝ 0.869
I_{20} ＝ 1.033
I_{21} ＝ 1.052
I_{22} ＝ 1.049
I_{23} ＝ 1.016
I_{24} ＝ 0.984
I_{25} ＝ 0.803
I_{26} ＝ 0.754
I_{27} ＝ 0.049
I_{28} ＝ 0.0377
I_{29} ＝ 0.0361

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{11} ＝ 1.000
K_{12} ＝ 0.984
K_{13} ＝ 1.000
K_{14} ＝ 0.984
K_{15} ＝ 1.048
K_{16} ＝ 1.048
K_{17} ＝ 0.887
K_{18} ＝ 0.871
K_{19} ＝ 0.855

α　第 1 号算式の符号αに同じ

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得

での各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

I_{14} ＝ 1.000
I_{15} ＝ 1.097
I_{16} ＝ 1.065
I_{17} ＝ 0.903
I_{18} ＝ 0.871
I_{19} ＝ 1.032
I_{20} ＝ 1.032
I_{21} ＝ 1.045
I_{22} ＝ 1.048
I_{23} ＝ 1.016
I_{24} ＝ 0.790
I_{25} ＝ 0.790
I_{26} ＝ 0.097
I_{27} ＝ 0.048
I_{28} ＝ 0.0371

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 11 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

K_{11} ＝ 1.000
K_{12} ＝ 0.984
K_{13} ＝ 1.000
K_{14} ＝ 0.984
K_{15} ＝ 1.048
K_{16} ＝ 1.048
K_{17} ＝ 0.889
K_{18} ＝ 0.857
K_{19} ＝ 1.016

α　第 1 号算式の符号αに同じ

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得